

20 内閣府 特区第15次・地域再生第7次(非予算) 再検討要請回答

管理コード	2020010	プロジェクト名	地域活性化モデル事業
要望事項 (事項名)	NPO 法人の利益配分と認定 NPO 法人要件の緩和	都道府県	高知県
		提案事項管理番号	1059010
提案主体名	(株)ドゥプラコン		

制度の所管・関係府省庁	内閣府
該当法令等	特定非営利活動促進法 租税特別措置法施行令
制度の現状	<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「特定非営利活動」とは、別表に掲げる活動に該当する活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。</p> <p>2 この法律において「特定非営利活動法人」とは、特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、次の各号のいずれにも該当する団体であって、この法律の定めるところにより設立された法人をいう。</p> <p>一 次のいずれにも該当する団体であって、営利を目的としないものであること。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>(原則)</p> <p>第三条 特定非営利活動法人は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行ってはならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(その他の事業)</p> <p>第五条 特定非営利活動法人は、その行う特定非営利活動に係る事業に支障がない限り、当該特定非営利活動に係る事業以外の事業(以下「その他の事業」という。)を行うことができる。この場合において、収益を生じたときは、これを当該特定非営利活動に係る事業のために使用しなければならない。</p> <p>2 その他の事業に関する会計は、当該特定非営利活動法人の行う特定非営利活動に係る事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。</p> <p>第四十六条の二 特定非営利活動法人が、租税特別措置法 の定めるところによりその運営組織及び事業活動が適正であり、並びに公益の増進に資するものとして国税庁長官の認定を受けた場合において、個人又は法人が、当該認定を受けた特定非営利活動法人に対し、その行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附又は贈与をしたときは、同法 で定めるところにより、当該個人又は法人に対する所得税、法人税又は相続税の課税について寄附金控除等の特例の適用があるものとする。</p> <p>【租税特別措置法施行令】</p> <p>(認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入の特例)</p> <p>第三十九条の二十三 法第六十六条の十一の二第三項 に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件とする。</p> <p>一 実績判定期間における経常収入金額(イに掲げる金額をいう。次項において同じ。)のうちに寄附金等収入金額(ロに掲げる金額(財務省令で定める要件を満たす法人にあつては、ロ及びハに掲げる金額の合計額)をいう。次項において同じ。)の占める割合が三分の一以上であること。</p> <p>イ～ハ(略)</p> <p>12 法第六十六条の十一の二第三項 の認定を受けようとする法人が平成十五年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に第四項 の申請書を提出した場合における第一項 の規定の適用については、同項第一号 中「三分の一」とあ</p>

るのは、「五分の一」とする。

求める措置の具体的内容

- ・現行法で規制されている NPO 法人の利益配分について、一定の要件(限定された地域の限定された NPO 法人と各事業の収益補完としての認定 NPO 法人を含む事業体)を満たしている場合、特定事業間の利益配分としての相互補完を可能とする。
- ・寄付金に頼らず、事業からの収入を主とする為、認定 NPO 法人の要件である PST 基準を緩和する。

具体的事業の実施内容・提案理由

【提案理由】

- ・室戸市羽根町内の 110 万坪(一個人所有)で、下記6つの NPO 法人による事業を実施し、相互の利益や損失を補完することで、一事業でのリスク分散とシナジー効果によって各事業の継続的安定を図り地域の活性化に貢献する。
- ・寄付金にたよらず、主たる経常収入金額を事業の収入で賄う事業モデルの為、認定 NPO 法人の要件の一つである PST 基準が適合しない NPO 事業である。

【措置】

- ・対象となる NPO 法人が限定されていることより、利益配分の緩和措置によって、事業の安定化を図る。
- ・事業の情報公開と県&住民のチェック機能によって、事業の透明性を図る。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>特定非営利活動法人は、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする特定非営利活動(法第 2 条第 1 項別表)を行うことを主たる目的とする非営利法人である。</p> <p>上記の目的を受け、法第 3 条第 1 項「特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行ってならない。」とされており、明示的に利益の帰属先が限定される本提案は、特定非営利活動法人制度の趣旨に反するものである。尚、提案で言及のある認定 NPO 制度の現状としては以下のとおりである。</p> <p>認定NPO法人に対する税制上の各種優遇措置が、公的サービスの財源となる租税を減免するものであることから、優遇対象となる法人は、相当の公益性を有するものであることが必要である。</p> <p>一方、NPO法人制度は、公の関与からなるべく自由を確保するという枠組みになっており、個々の法人の具体的な活動について認証するものではないことから、これに代わる仕組みとして、『どれだけ国民から幅広く支援されているか』ということを経典的な考え方としたパブリック・サポート・テストが認定NPO法人の要件の一つとなっている。</p> <p>このため、パブリック・サポート・テストにより、総収入に占める寄附金の割合が一定程度以上であることが求められるが、この基準値は本来3分の1以上であるところ、平成23年度末までは特例として5分の1以上とし、緩和措置を講じているところである。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I
—				

20 内閣府 特区第15次・地域再生第7次(非予算) 再検討要請回答

管理コード	2020020	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	省庁対抗省エネ合戦ならび自治体対抗省エネ合戦	都道府県	東京都
		提案事項管理番号	1070010
提案主体名	NPO 法人地球環境融合センター		

制度の所管・関係府省庁	経済産業省 環境省 内閣府
該当法令等	なし
制度の現状	なし

求める措置の具体的内容	内閣府が主体となって通達を出す
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>現在国をあげての温暖化対策を進めているが省庁間の温度差が激しく、このままでは京都議定書は達成出来ないと推測される。そこで従来の建物における原単位管理の中に「一人当たりの年間排出量」という新しい手法で庁舎管理を行いネットでの発表を義務づける事を提案したい。</p> <p>従来の省エネルギーセンターが建物で進めてきた原単位は平米当たりのエネルギー使用量であり、ある程度の目安にしかない。しかしながら、ある建物においてビルに入居する人数を年間総エネルギー使用量を評価基準にして『1人当たりのCO2 排出量』データを原単位に加えればより明確な判断が下せる。</p> <p>省庁対抗省エネ合戦は経済産業省すら腰を引くと判断されるアイデアだがここは国策の15%を達成する為内閣府主導で進めるべきと思われる。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	—	措置の内容	I
<p>京都議定書の着実な実施に向け、地球温暖化防止に係る実効ある対策を総合的に推進するため「地球温暖化対策推進本部」が内閣に設置されており、本事業はそうした機関において検討されるのが適当と考えられる。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	—	「措置の内容」の見直し	I
—				

20 内閣府 特区第15次・地域再生第7次(非予算) 再検討要請回答

管理コード	2020030	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	NPO 法人から株式会社への組織変更の容認措置について	都道府県	東京都	
		提案事項管理番号	1073050	
提案主体名	株式会社パソナグループ シャドーキャビネット			

制度の所管・関係府省庁	法務省 内閣府
該当法令等	(内閣府所管分としては) 特定非営利活動促進法
制度の現状	<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「特定非営利活動」とは、別表に掲げる活動に該当する活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。</p> <p>2 この法律において「特定非営利活動法人」とは、特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、次の各号のいずれにも該当する団体であって、この法律の定めるところにより設立された法人をいう。</p> <p>一 次のいずれにも該当する団体であって、営利を目的としないものであること。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>(原則)</p> <p>第三条 特定非営利活動法人は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行ってはならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(その他の事業)</p> <p>第五条 特定非営利活動法人は、その行う特定非営利活動に係る事業に支障がない限り、当該特定非営利活動に係る事業以外の事業(以下「その他の事業」という。)を行うことができる。この場合において、収益を生じたときは、これを当該特定非営利活動に係る事業のために使用しなければならない。</p> <p>2 その他の事業に関する会計は、当該特定非営利活動法人の行う特定非営利活動に係る事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。</p>

求める措置の具体的内容	<p>現行の会社法では、NPO 法人が株式会社へ組織変更を行うことは認められていない。NPO 法人は活動資金の大半を寄付で賄っており、収益が得られていないため、事業の継続性に課題がある。</p> <p>社会貢献性の高い事業の継続及び規模拡大のため、NPO 法人から株式会社への組織変更についての容認の措置を求める。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>【具体的な実施内容】</p> <p>NPO 法人から株式会社への組織変更の容認</p> <p>【現状の課題】</p> <p>NPO 法人から株式会社への組織変更が認められていないため、社会貢献性の高い事業の規模の拡大が阻害されている。</p> <p>【期待される効果】</p> <p>NPO 法人の株式会社への組織変更を容認することにより、下記効果が期待される。</p> <p>①社会貢献性の高い事業の継続性の向上が実現</p>

②資金調達をいやすくなり、社会貢献性の高い事業の規模の拡大が見込まれる

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	E	措置の内容	I
<p>特定非営利活動促進法第2条第2項第1号では、特定非営利活動法人は「営利を目的としないものであること」としている。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	<p>右の提案主体からの意見を踏まえ、会社法上の「会社」以外の法人が会社法上の会社に組織変更する場合は、当該法人の設立根拠法に組織変更手続が定められているが、「特定非営利活動促進法」についても定めることができないか再度検討し回答されたい。</p>			
提案主体からの意見	<p>特定非営利活動促進法第2条第2項第1号において、「特定非営利活動法人」は「営利を目的としないものであること」と規定していることは認識している。</p> <p>本提案はNPO法人として営利活動を実施することを目的としているのではなく、社会貢献性の高い事業の規模拡大を図るための手段として、NPO法人から株式会社への組織変更の容認措置に関する要望である。</p> <p>社会貢献性の高い事業の規模拡大及び継続性の向上のため、NPO法人から株式会社への組織変更の容認措置を求める。</p>			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	D(一部 C)	「措置の内容」の見直し	I
<p>そもそも「非営利法人」とは「剰余金の分配を目的しない法人」という意味である。</p> <p>特定非営利活動法人(以下 NPO 法人という。)は、非営利法人として特定非営利活動促進法第2条第2項第1号に規定されており、営利法人である株式会社とは正反対の概念上に成り立っている。更に、同法第2条第1項では不特定かつ多数のもの利益の増進に寄与することを目的とする公益性も規定されていることから、両者は相容れない関係にある。</p> <p>よって、NPO法人から株式会社への組織変更については、法そもその趣旨を損なうことから、容認することはできない。</p> <p>なお、NPO法人は、本来の法人の目的事業である特定非営利活動で収益を上げることについて禁止されてはいない。また特定非営利活動のほかに、「その他事業」としても収益事業を行うことが認められ、これにより生じた収益は、特定非営利活動に係る事業で使用しなければならない旨、同法上に規定されている。</p> <p>よって、NPO法人の社会貢献性が高い事業の規模拡大及び継続性の向上については現行制度下で充分可能である。</p>				